

# トランプ新政権誕生後も続く公益株式の成長トレンド

## POINT

- 米国トランプ新政権下でも、米国の公益業界の成長トレンドは揺るぎないとみる
- AI等の普及による電力需要の増加やグリーンシフトなどによる良好な利益見通しに加えて、バリュエーションは魅力的な水準であり、世界公益株式への投資機会であるとみる

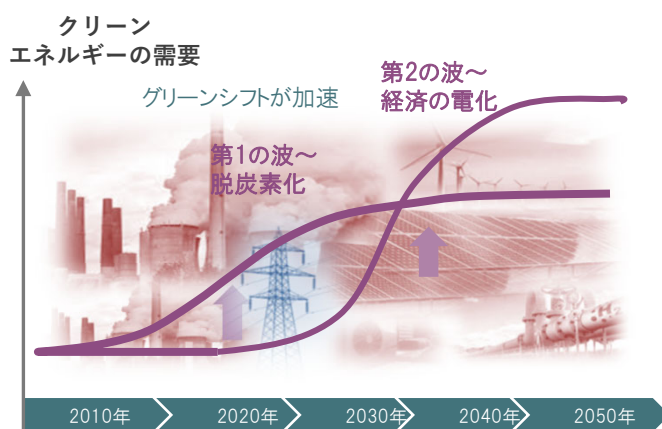
## ■ 米国のトランプ新政権下の政策の公益株式への影響と公益株式の見通し

世界の公益業界は、長期的に続く大きな「2つの波」による電力需要の拡大を背景に、今後数十年にわたり、成長トレンドが継続すると予想しています。

【第1の波】社会的な脱炭素化の動きや発電コストの低下によりクリーンエネルギーへの転換が加速する動き

【第2の波】生成AI(人工知能)普及の加速等によるデータセンター増加、電気自動車の普及、様々な電化の進展

米国次期大統領トランプ氏の公約による、公益業界のファンダメンタルズへの影響はこの2つの波により限定的と考えます。(詳細は4頁)



※上図はイメージです。  
 ※将来の市場環境の変動等により、当資料記載の内容が変更される場合があります。

### 今後数十年にわたる公益業界の成長トレンド

【第1の波】社会的な脱炭素化の動きや発電コストの低下がクリーンエネルギーへの転換を加速

【第2の波】生成AI(人工知能)普及の加速等によるデータセンター増加、電気自動車の普及、様々な電化の進展などによる電力需要の拡大

政策に影響されにくく揺るぎない

市場の先行き不透明感が高まるなかでも、公益株式は、企業の業績見通しの確実性が高く、長期にわたる収益と配当の安定した成長を予想しています。

また、世界公益株式のバリュエーション(投資価値評価)は、高い利益成長見通しにもかかわらず、現在、魅力的な水準であることから、中長期的な投資機会を提供するとみています。

当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

## ■ 公益企業の成長ドライバー | AI・データセンター拡大等による電力需要増

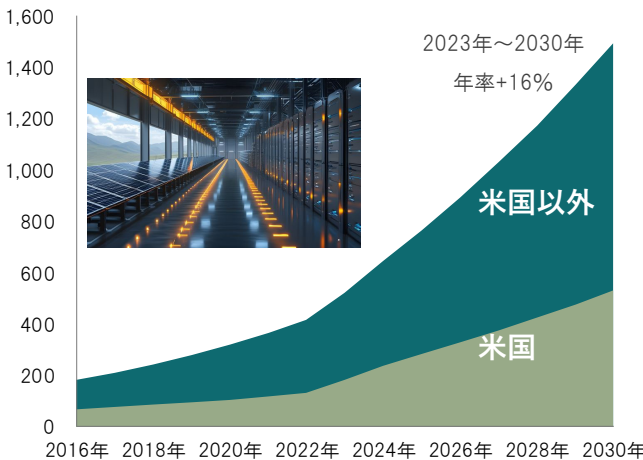
AI(人工知能)等の普及により、データセンターを中心に電力需要(消費量)が大幅に増加することが予想されています。生成AIの代表格であるChatGPTの1リクエストあたりの電力消費量を見ると、グーグル検索1回あたりの約10倍の差があり注、電力需要増大に寄与すると考えられます。

データセンターの電力需要増や電気自動車、IoTの普及など、経済の電化の加速を背景に、米国の電力需要の伸びは、過去20年間の+9%から今後20年間は+55%と、約6倍になると予想(2024年11月予想)されています。この予想は、電力需要の急拡大を背景に5か月前の予想から大きく上方修正されました。

注:国際エネルギー機関(IEA)「Electricity 2024 Analysis and forecast to 2026 (https://www.iea.org/reports/electricity-2024) CC BY 4.0」のデータ

### 世界のデータセンターの電力需要実績と予想

年次、期間: 2016年~2030年(予想)  
(テラワット時(TWh))

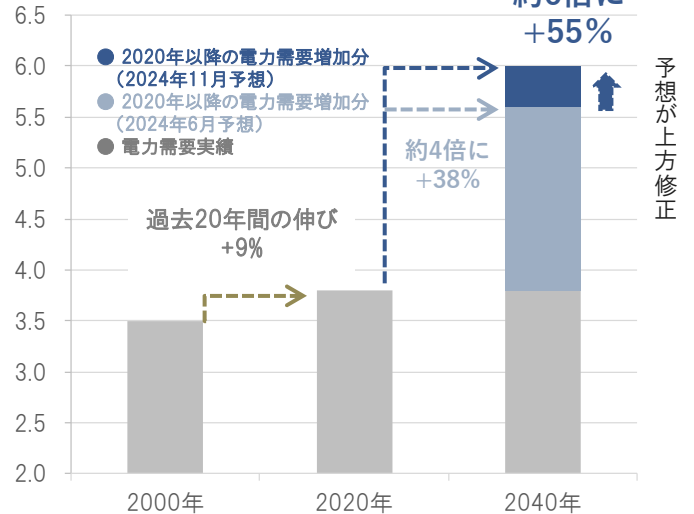


※写真はイメージです ※データはジェフリーズによる推定値  
出所:ジェフリーズのデータを基にピクテ・ジャパン作成  
※無断複写・転載を禁じます。

### 米国の電力需要実績と予想

2000年および2020年(実績)、2040年(予想)  
(千テラワット時(TWh))

過去20年間で比べて  
今後の20年間の伸びは  
約6倍に  
+55%



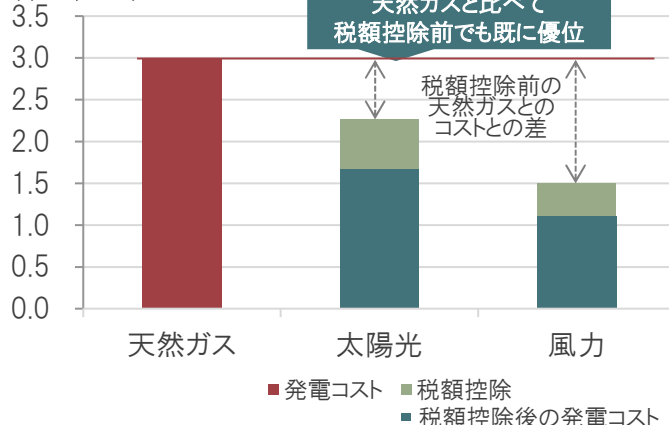
出所:ネクステラ・エナジー(米国、電力)の会社資料(2024年6月および11月発行)を基にピクテ・ジャパン作成 ※無断複写・転載を禁じます。

## ■ 公益企業の成長ドライバー | 安くて早いクリーンエネルギーへのシフト

当ファンドが注目している米国の太陽光や風力の発電コストは、火力発電などよりも低下していることに加えて、太陽光や陸上風力発電の施設の建設に必要な年数は、平均で1-4年と、水力や原子力などの場合と比べて短く、急速な電力需要の拡大に対応し易いことなどが、グリーンシフトが加速する大きな要因となっています。

### (例)ネクステラ・エナジーの発電源別発電コスト

2023年  
(米ドル/MWh)

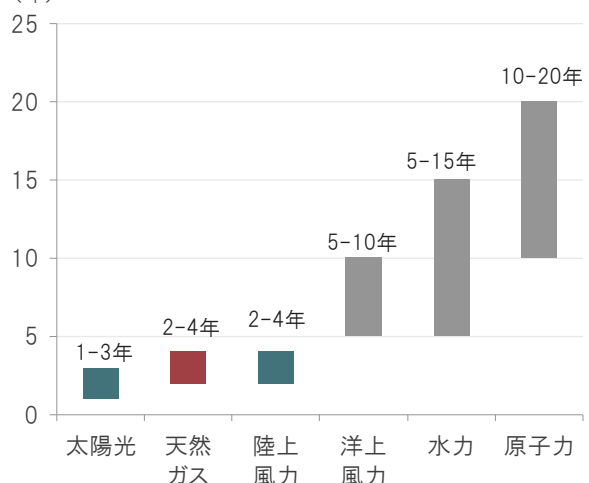


※記載のチャート、コメント内の税額控除の影響の想定はネクステラ・エナジーの例。想定される値のうち、中央値を記載。

出所:ネクステラ・エナジー会社資料(2023年5月発行)のデータを基にピクテ・ジャパン作成 ※無断複写・転載を禁じます。  
当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

### 発電源別、施設の建設に要する年数

(年)



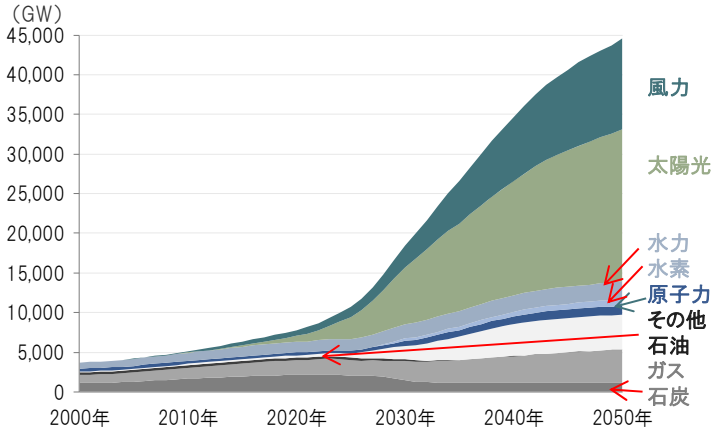
出所:主要公益企業各社へのヒアリングを基にピクテ・アセット・マネジメント作成 ※無断複写・転載を禁じます。

## 世界的に風力や太陽光発電中心に電力設備の拡大が予想される

世界的にネットゼロ(脱炭素化)を推進する政策や環境意識の高まりが広がる中、AI・データセンター関連の電力需要増加や電化の進展、そしてクリーンエネルギーの発電コスト低下や建設にかかる期間の短さなどを背景に、クリーンエネルギー発電施設の設備投資拡大が予想されています。加えて、大手テック企業中心に2030年までにクリーンエネルギーへ100%シフトする目標を掲げる動きなどもあり、クリーンエネルギーを中心に設備投資が拡大すると予想されます。

### 世界の発電源別の電力容量実績と予想

年次、期間：2000年～2050年推定



※電力容量はBloombergNEFによる推定(ネットゼロシナリオベース) ※2024年7月4日時点推定値  
出所：BloombergNEFのデータを基にピクテ・ジャパン作成

### 大手テック企業のクリーンエネルギー関連の目標例



アルファベット(グーグル)やマイクロソフト、アマゾン、メタ等の大手テック企業は2030年までに使用する電力を100%クリーンエネルギーにシフトする目標を定めています。



クリーンエネルギーに注力する企業が恩恵を受ける可能性

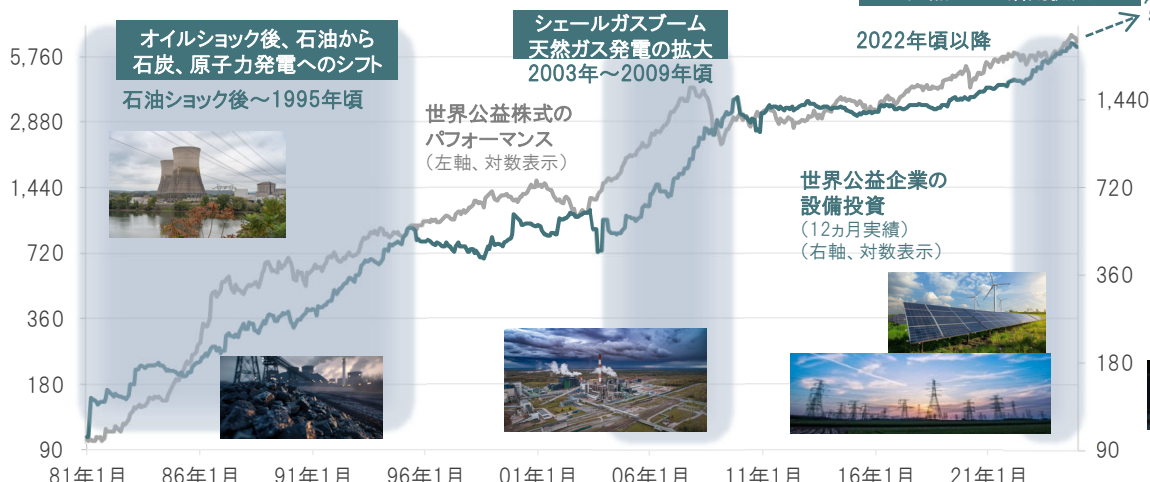
## (ご参考)設備投資の拡大は、世界公益株式の業績、パフォーマンスに寄与

過去の実績では、世界公益株式のパフォーマンスは設備投資と連動性が高くなっています。公益事業では多くの場合、設備投資の拡大は、発電容量や電力料金収入の増加要因になることから、株価の上昇につながり易く考えられます。公益事業の設備投資拡大のトレンドは十数年おきに到来しています。

これまで、オイルショック後やシェールガスブーム時などにエネルギーシフトが起こり、設備投資が大きく増加しました。直近では、風力・太陽光発電へのシフトやデータセンター増加による電力需要増加などで設備投資が拡大しています。今後は、次世代エネルギーへのシフトも予想されています。

### 世界公益株式のパフォーマンスと設備投資の推移

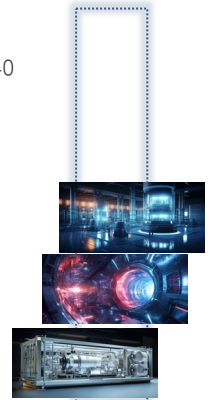
月次、期間：1981年1月末～2024年12月末、1981年1月末＝100として指数化、米ドルベース



※写真はイメージです ※世界公益株式：DS世界公益株価指数 ※株価指数は、配当込み、税引前 ※世界公益企業：DS世界公益株価指数の構成銘柄 ※長期間の設備投資データ取得のため、DS世界公益株価指数を使用、MSCI世界公益株価指数の構成銘柄と類似していますが、完全一致はしていません。出所：リフィニティブ an LSEG businessのデータを基にピクテ・ジャパン作成 ※当頁に記載のデータは株価指数のものであり、特定のファンドの運用実績ではありません。したがって、ファンドでかかる信託報酬等は考慮されていません。

当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

次世代 SMR、フュージョン・エナジー？



## ■（ご参考）米国の規制下の公益事業では、設備投資の拡大は利益増要因に

公益企業の収益のもととなる、公共料金の設定の仕組みは国や地域によって異なりますが、米国の規制下の電力料金決定の例を簡略化してみると、電力料金はその企業の持つ設備（有形固定資産）の金額に長期金利の水準や利益率等を勘案し算定、認可される一定のレートを掛け、それに燃料費などのコストを加えて決定されます。つまり、一定の利益を確保した上で、燃料費や税金、金利負担等は電力料金に価格転嫁でき、**設備投資が増え、資産が増えると増益要因となる仕組み**です。このため、他の業種と比べて、規制下の公益企業の利益は、物価の変動の直接の影響を受けにくくなっています。

### 米国の電力料金の設定例（簡略化イメージ）



※イラストはイメージ図です。

※上記の図および説明は規制下の米国公共料金設定の仕組みの一例を簡略化したものであり、必ずしもすべてを網羅するものではなく、物価上昇時に必ず増収増益となることを意味するものではありません。

## ■（詳細）米国次期大統領トランプ氏の各公約と公益株式への影響

米国次期大統領トランプ氏の公約による、公益業界のファンダメンタルズへの影響は限定的と考えます。

### 共和党 トランプ氏の公益業界に関連した公約

#### 政策

（大統領の影響度合い）

#### ピクテの見解

パリ協定の離脱

大統領が決定できる

2017年は影響なかった。**基本的な見通しに変化はないが**、再生可能エネルギー開発企業に対するセンチメントへの影響の可能性があるとする。

米国の化石燃料生産とLNG輸出を奨励

大統領は何らかの影響を与えることができる

（例：LNG輸出の禁止解除、連邦政府所有地での探査許可）

**天然ガスのインフラ関連の公益企業の株価に小幅なプラス**

天然ガス価格はすでに低水準、液化天然ガス(LNG)生産に変化はないとする。

洋上風力発電開発を阻止

大統領は何らかの影響を与えることができる

（例：新たな海上用地のリース停止）

海域は国防のため連邦政府の管轄であることから、トランプ氏の民主党主導のクリーンエネルギー政策に目に見える形で対抗するために、洋上風力開発禁止の可能性が考えられる。

**洋上風力開発業者にとってはマイナス**だが、洋上風力は米国の発電容量のわずか0.03%であり、**当ファンドへの影響は限定的**とみている。

エネルギー・電気料金を半額に削減

大統領の影響は限定的

**実現不可能とみる**。燃料(ガス)価格はすでに非常に低く、増大する電力需要を満たすには送電網と発電への投資が必要である。電力料金は地域ごとの規制当局が決定している。

2022年インフレ抑制法(IRA)の廃止

議会の支持が必要

**政治的に難しい**。IRAは雇用創出のため、共和党の多くの州でも強い支持を得ている法律である。また、公益企業の既存プロジェクトの税額控除は既に確定しており、廃止になっても既存のプロジェクトには影響はない。米国の太陽光や風力の発電コストは税額控除がなくなっても、他の発電源よりも低い水準であることから、仮に廃止されても大きな影響ないとみる。

出所：各種報道、共和党ウェブサイト等、ピクテ・アセット・マネジメントのデータを基にピクテ・ジャパン作成

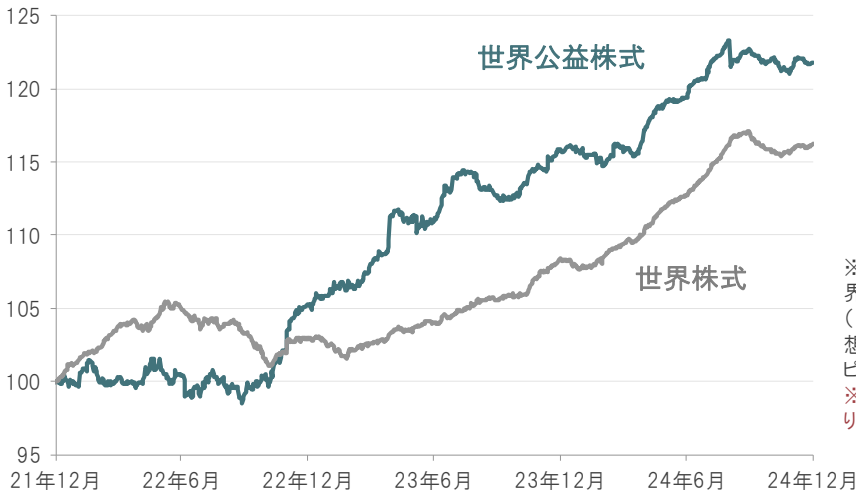
当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

## ■ 公益株式の1株当たり利益は堅調に推移

データセンター拡大などによる電力需要の増加や、グリーンシフトの進展などを背景に世界公益株式の1株当たり利益(EPS)の市場予想(12ヵ月先)は、堅調に推移しています。

### 世界公益株式および世界株式の1株当たり利益予想(12ヵ月先)

日次、期間:2021年12月31日~2024年12月31日、2021年12月31日=100として指数化



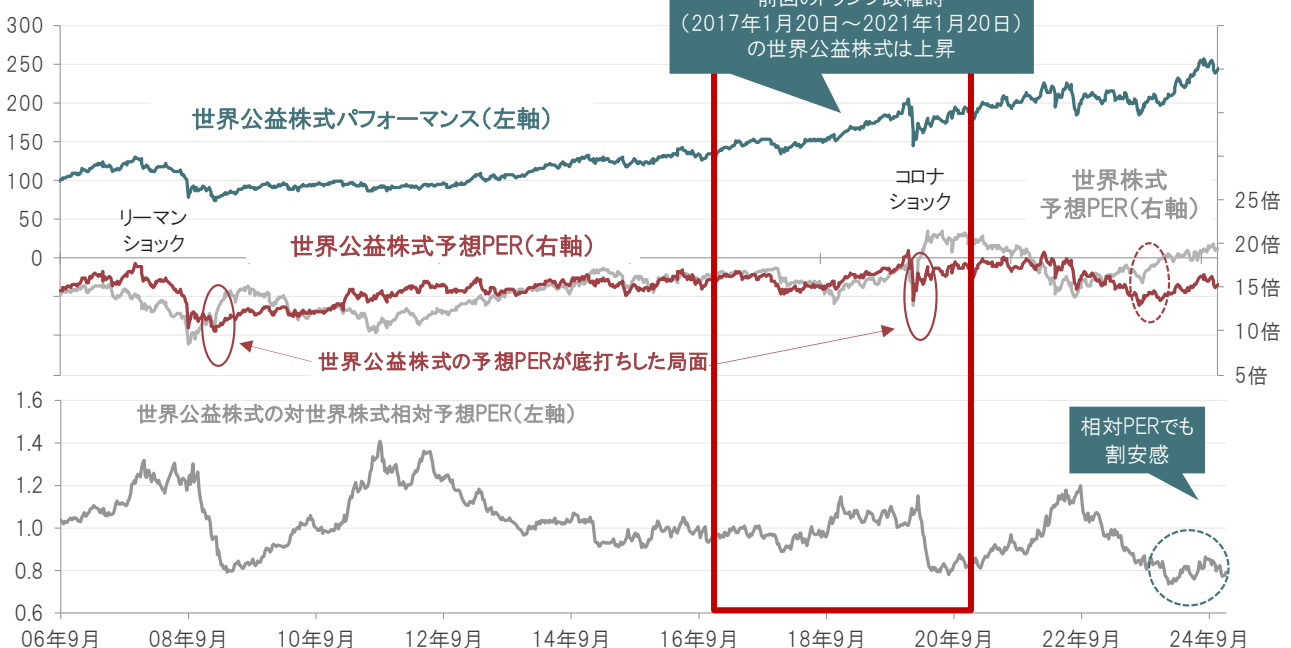
※世界公益株式:MSCI世界公益株価指数、世界株式:MSCI世界株価指数 ※1株当たり利益(EPS)予想はブルームバーグ集計アナリスト予想平均 出所:ブルームバーグのデータを基にピクテ・ジャパン作成  
※当頁に記載のデータは株価指数のものであり、特定のファンドの実績ではありません。

## ■ 株価収益率(PER)は世界株式と比べて割安な水準

世界公益株式の対世界株式の相対PERは、堅調な業績動向が予想されているにも関わらず、相対的に割安な水準となっています。過去の実績では、世界公益株式の対世界株式の相対PERが底打ちした後の世界公益株式のパフォーマンスは、堅調に推移しており、現在は世界公益株式の中長期的な投資機会であると考えています。

### 世界公益株式のパフォーマンス、予想株価収益率(PER)および対世界株式相対予想PER推移

週次、期間:2006年9月29日~2025年1月3日、現地通貨ベース、世界公益株式パフォーマンスは2006年9月29日=100として指数化



※世界公益株式:MSCI世界公益株価指数、世界株式:MSCI世界株価指数 ※株価指数は現地通貨ベース、配当込み、税引後  
※世界公益株式の対世界株式相対予想PER:世界公益株式予想PER/世界株式予想PER ※株価収益率(PER)はブルームバーグ集計アナリスト予想平均 出所:ブルームバーグのデータを基にピクテ・ジャパン作成  
※当頁に記載のデータは株価指数のものであり、特定のファンドの運用実績ではありません。したがって、ファンドでかかる信託報酬等は考慮されていません。

当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

(ご参考)ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド  
(毎月分配型)設定来基準価額

日次、期間:2005年2月28日(設定日)~2025年1月6日  
(円)



(ご参考)ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド  
(1年決算型)設定来基準価額

日次、期間:2008年10月31日(設定日)~2025年1月6日  
(円)



※基準価額は、実質的な信託報酬等控除後。基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。基準価額は1万円当たり。

※MSCI指数は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

※個別銘柄についての記載は、特定銘柄の売買勧誘・推奨することを目的としたものではなく、価格動向の予測および当ファンドにおける銘柄の売買を示唆・保証をするものでもありません。

※将来の市場環境の変動等により、当資料記載の内容が変更される場合があります。

当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

## 投資リスク

### [基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

株式投資リスク (価格変動リスク、信用リスク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。</li> <li>●株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。</li> </ul>
為替変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。</li> <li>●円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。</li> </ul>

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### [その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

## ファンドの特色

<詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください>

### 《ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)》

- 主に世界の高配当利回りの公益株に投資します
- 特定の銘柄や国に集中せず、分散投資します
- 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

- 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
  - 一分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - 一収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。
    - 毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。
  - 一留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

### 《ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(1年決算型)》

- 主に世界の高配当利回りの公益株に投資します
- 特定の銘柄や国に集中せず、分散投資します
- 年1回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

- 毎年8月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
  - 一分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - 一収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
  - 一留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※投資にあたっては、以下の投資信託証券への投資を通じて行います。

- ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド(当資料において「グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド」という場合があります)
- ピクテ・ショートターム・マネー・マーケットEUR(当資料において「ショートタームMMF EUR」という場合があります)

※実質組入外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### [収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

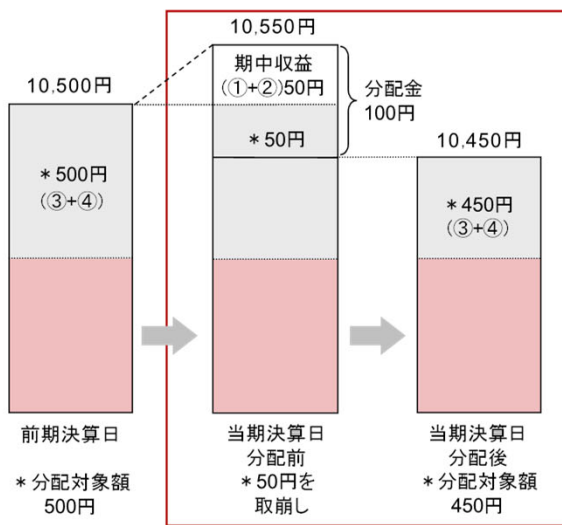
#### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



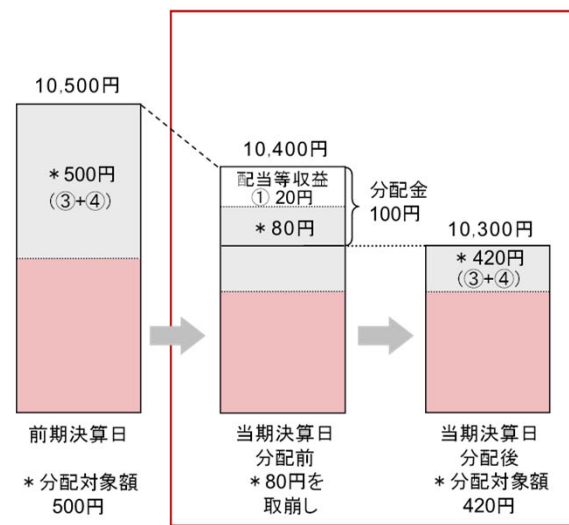
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

##### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



##### 前期決算日から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

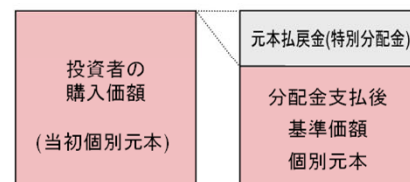
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。



## 手続・手数料等

### [お申込みメモ]

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万円当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	ルクセンブルクの銀行、ロンドンの銀行またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型) : 2005年2月28日(当初設定日)から無期限とします。 ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(1年決算型) : 2008年10月31日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	各ファンドにつき、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型) : 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。 ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(1年決算型) : 毎年8月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型) : 年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(1年決算型) : 年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

### [ファンドの費用]

投資者が直接的に負担する費用							
購入時手数料	3.85%(税抜3.5%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください。)						
信託財産留保額	ありません。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年1.21%(税抜1.1%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、「ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)」は毎計算期末または信託終了のとき、「ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(1年決算型)」は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 【運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)】						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率0.35%</td> <td>年率0.7%</td> <td>年率0.05%</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	年率0.35%	年率0.7%
委託会社	販売会社	受託会社					
年率0.35%	年率0.7%	年率0.05%					
投資対象とする 投資信託証券	グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド : 純資産総額の年率0.6% ショートタームMMF EUR クラス投資証券 : 純資産総額の年率0.3%(上限) クラスP投資証券、クラスPdy投資証券※ : 純資産総額の年率0.45%(上限) ※クラスPdy投資証券は「ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)」のみが投資対象としています。 (上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。)						
実質的な負担	最大年率1.81%(税抜1.7%)程度 (この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)						
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率0.055%(税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。))は、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。						

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### [税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。



## 委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ・ジャパン株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会	【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】 <a href="https://www.pictet.co.jp">https://www.pictet.co.jp</a>
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者) 〈再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行〉	
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)	

## 販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

## 《ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)》

商号等	加入協会			
	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3283号	○	○	○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	○	○	○
安藤証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第1号	○		
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	○		
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号	○	○	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	○	○	
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
株式会社SBI証券(注1)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
OKB証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第191号	○		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○	○
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第169号	○		
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者 沖縄総合事務局(金商)第1号	○		
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第18号	○		
京銀証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第392号	○		
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	○		○
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3198号	○		
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2938号	○		
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第21号	○		
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第10号	○		
七十七証券株式会社(注2)	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第37号	○		
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第188号	○		
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○	○	
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	○		
大和証券株式会社(注3)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	○	○	○
中銀証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第6号	○		
東海東京証券株式会社(注4)	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○	○	○
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第36号	○		
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号	○		○
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第32号	○		
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第25号	○		
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	○		
野村証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第21号	○	○	
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○		
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第148号	○		
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第50号	○		○
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○		
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○	○	
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第24号	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	○		
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第8号	○		○
株式会社青森みちのく銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第1号	○		



## 販売会社一覧(つづき)

商号等	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社鹿児島銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○			
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第14号	○			
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社京都銀行 (委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○	
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第8号	○			
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○		○	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○		○	
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○			
ソニー銀行株式会社(注5)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	○
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○			
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○			
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○		○	
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○	
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○		○	
株式会社宮崎銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第5号	○			
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○			



## 販売会社一覧(つづき)

商号等	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		○	
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○			
株式会社U銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)(オンラインサービス専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第673号	○			
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第611号	○			
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○		○	

(注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会・日本商品先物取引協会にも加入しております。

(注2) 七十七証券株式会社では、新規販売は行っておらず解約のみ受付けております。

(注3) 大和証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注4) 東海東京証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注5) ソニー銀行株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

## 《ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(1年決算型)》

商号等	登録金融機関	中国財務局長(金商)第3283号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○		
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券(注1)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○			
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第169号	○			
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者	沖縄総合事務局長(金商)第1号	○			
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○			
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第392号	○			
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3198号	○			
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○			
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	○			
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○	○		
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
大和証券株式会社(注2)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第6号	○			
東海東京証券株式会社(注3)	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			○
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	○			
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○			
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
野村証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○	○		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	○			○
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○		○	
株式会社青森みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社秋田銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第2号	○			

巻末の「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

M グロイン 010125\_8



## 販売会社一覧(つづき)

商号等	登録金融機関	加入協会	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
			○		○	
株式会社足利銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第43号	○		○		
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社伊予銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第2号	○		○		
株式会社岩手銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第3号	○				
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第3号	○		○		
株式会社沖繩銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第1号	○				
株式会社香川銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第7号	○				
株式会社鹿児島銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関 九州財務局長(登金)第2号	○				
株式会社北九州銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第117号	○		○		
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社京都銀行 (委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第53号	○		○		
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第53号	○		○		
株式会社熊本銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第6号	○				
株式会社静岡銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第5号	○		○		
株式会社十八親和銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第3号	○				
株式会社十六銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第7号	○		○		
株式会社常陽銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第45号	○		○		
ソニー銀行株式会社(注4)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号	○		○	○	
株式会社第四北越銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第47号	○		○		
株式会社名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第19号	○				
株式会社南都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第15号	○				
株式会社肥後銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関 九州財務局長(登金)第3号	○				
株式会社百五銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社百十四銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第5号	○		○		
株式会社福岡銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第7号	○		○		
PayPay銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	○		○		
株式会社北陸銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第3号	○		○		
株式会社北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号	○		○		
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号	○	○	○		
株式会社宮崎銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第5号	○				
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第38号	○				
株式会社もみじ銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第12号	○		○		
株式会社山形銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第12号	○				
株式会社山口銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第6号	○		○		
株式会社UJ銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン 証券株式会社)(オンラインサービス専用)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第673号	○				
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第611号	○				
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第36号	○		○		

(注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会・日本商品先物取引協会にも加入しております。

(注2) 大和証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注3) 東海東京証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注4) ソニー銀行株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

**当資料をご利用にあたっての注意事項等**

●当資料はピクテ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。